

# 団結

# Danketsu



所報タイトル「団結」は所内で掲げる  
平成24年度の目標です。

発行責任者 / 小林 政氏  
発行日 / 2012年12月1日

ANAB  
ISO9001 2000認証取得  
E6601 0002RCS

●会計 ●税務 ●経営コンサルティング

KOBAYASHI GORDON

## 小林合同会計

所長税理士 小林 政氏  
税理士 山野 基尚 税理士 須賀 保雄

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号  
TEL (048) 253-5668 FAX (048) 253-7602  
<http://www.e-cg.co.jp>

## 第10回親睦ゴルフ大会 ～栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部～



平成24年11月20日（火）に当事務所の第10回親睦ゴルフ大会が、栃木県栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部にて行われました。当日は、天候も良く紅葉した丘陵地を巡るコースで28組109名の熱い戦いが繰り広げられました。





**【総合準優勝】**  
㈱ミスタービルド埼玉 長竹 嘉昌様

**【総合優勝】**  
東光通信㈱ 秋田 俊夫様



**【総合3位】**  
㈱埼玉ウエーブ 石田 仁志様



**【ホールインワン賞】**  
㈫新井美建 熊谷 健治様



今年も多くの皆様にご参加いただきまして、ありがとうございました。

次回のご参加も職員一同、心よりお待ちしております。

# 防災訓練

先月16日(金)に地震による火災を想定し、防災訓練を行いました。

## 訓練の流れ

### ①地震発生

机の下に隠れ、ヘルメット装着

### ②火災発生

119番通報(防災委員長)

駐車場へ避難 避難経路

2階・・・中階段
3・4階・・・非常階段

### ③消火器訓練



## 防災訓練を行ってみて

防災訓練を行ってみて、実際に動くのと頭で考えるだけなのとはだいぶ違いがあることが分かりました。

動作に移るまでに少し時間がかかってしまったり、どこの階段を通過して避難したらよいか迷ってしまったりなど、やってみないとわからないことがあったので、訓練を行ってよかったと思います。

今後も内容を変更しつつ様々な状況を想定しての訓練を行い、災害時に冷静な対応ができるように備えられるようにしていきたいと思います。

防災委員 小泉 舞

学生以来の防災避難訓練ということもあり新鮮な気持ちで臨むことができました。

訓練自体は事前に決めてある経路に従い避難することや消火器の使用方法など簡単な内容ではありましたが、いざという時にはこういった決めごとを徹底することが大切なのだと思います。

昨年の震災での教訓を忘れないためにも今一度、職場、家庭での決めごとを確認してみようと思いました。

田口 英雄

## 今月より、当事務所のホームページをリニューアルします

<http://www.e-cg.co.jp/>

※ URLは以前と変更ありません。

当事務所の情報や税務情報の他に、

所報のバックナンバーも掲載しております。お時間がある方はぜひ一度アクセスを！！



## 編集後記 ～ケーキ～

Y：以前ケーキのレシピの本を購入して、ケーキ作りにはまった時期があり、スポンジケーキ、チーズケーキなどにチャレンジしていました。また作ってみようかな・・・

K：最近気づきました。スポンジケーキが苦手なことに。フルーツいっぱいさっぱりしたものが一番です。

M：前にタルトに挑戦してみましたが、大失敗しました。無理なことはせず買った方がおいしかったです。

### ◆ 12月の所内予定表 ◆

4日 (株)小林合同会計 会議

7日 大掃除

8日 会議・研修

12日 委員会代表者会議

28日 御用納め



# 復興特別所得税の創設

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布され、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限まで、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

## 1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

### 【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

支払金額等×合計税率(%) = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額(注)

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に

1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。



### 合計税率の計算式

合計税率(%) = 所得税率 × 102.1%

## 2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 平成25年以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載されています。

## 3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

